

大分市空家等管理活用支援法人募集要領

1 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し必要事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 指定期間

指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

なお、指定期間は、申請により更新することができる。（更新後は 3 年間）

(2) 業務内容

法第 24 条で定める業務。

※特に求める業務内容

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士及び宅地建物取引士等の資格を有する者が所属する法人において、空家等の管理又はその活用に関する相談対応を行うこと。

また、委託に基づく空家等所有者の探索や空き家対策の啓発のためのセミナーの開催を行うこと。

3 応募資格

この募集に応募できる者は、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準」の条件を満たす者とする。

4 募集期間

随時

5 応募方法

この募集に応募する者は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書に以下の書類を添えて市長に提出すること。

※原則として書面審査を予定しているが、状況に応じて対面による審査を実施する。

提出書類	様式等	提出部数
・定款又は寄附行為	任意様式	1 部
・登記事項証明書（直近 3 カ月以内のもの）	原本	1 部
・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	任意様式	1 部
・法人の組織及び沿革を記載した書面及び事務分担を記載した書面	任意様式	1 部
・前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	任意様式	1 部

・当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	任意様式	1 部
・これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面	任意様式	1 部
・法第 24 条各号に掲げる業務に関する計画書（業務内容のほか、人員の配置状況、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）	任意様式	1 部
・本市の市税の滞納がないことを証する書類（直近のもの）	原本	1 部
・支援法人の業務に関し参考となる書類（必要な場合）	任意様式	1 部

6 留意事項

申請にあたっては、法及び「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準」、「大分市空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱」を参照すること。

指定の申請に当たっては、必ず事前協議を行うこと。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生せず、法人として有している経済的基礎や国または地方公共団体からの補助金及び民間資金を活用し事業を実施すること。

指定の状況等を踏まえ、新規に指定をしないことができるものとする。また、その場合においては、大分市のホームページにて周知するものとする。

7 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

8 提出方法

住宅課に持参又は郵送にて提出

9 問い合わせ先

大分市住宅課（担当：空家・住宅安全担当班）

TEL：097-585-6012 FAX:097-536-5896

メールアドレス jyutaku@city.oita.oita.jp